5福保医人第339号 令和5年4月21日

各特別区保健所長 各保健所政令市保健所長

東京都福祉保健局医療政策部長 (公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・喉頭拭い液の採取の歯科医師による実施及びワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士による実施について」(周知)

日頃から、東京都の保健医療政策につきまして、格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省医政局長及び同省健康局長から別添の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都歯科医師会には、 別途通知しておりますので申し添えます。

記

送付通知

「新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査のための鼻腔・喉頭拭い液の採取の歯科医師による実施及びワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士による実施について (周知)」

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当電話 03(5320)4434(直通)